

平成21年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針

平成21年4月1日
大阪府官公需確保対策会議

官公需施策は、経営資源の脆弱な中小企業者にビジネスチャンスを提供するとともに企業の競争力を高める機会であり、大阪府において、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)に基づき、中小企業者の受注機会の増大を積極的に推進するものである。

このため本府では、予算の適正な執行に留意しつつ、より多くの府内中小企業者が官公需に参入しやすい環境を整備するための措置について、「平成21年度中小企業者向け官公需確保のための基本方針」を定める。

1 中小企業者向け契約目標

平成21年度においては、前年度実績を上回ることを目標とし、官公需総額の65%に近づけるよう、中小企業者の受注機会の増大に向けて各部局が積極的な取り組みを行うものとする。

2 中小企業者の受注機会増大のための措置

平成21年度において、次の措置を重点的に推進していくものとする。

(1) 早期発注の推進

府内中小企業者を取り巻く経営環境が一段と厳しさを増していることから、平成21年度予算において、可能な限り、物品等(工事及び役務を含む。以下同じ)の早期発注に努めるものとする。

(2) 積極的な情報提供

本府における物品等の発注情報や入札参加資格等の情報を中小企業者に広く周知するため、府のホームページや大阪府中小企業団体中央会を通じた情報提供を積極的に行うものとする。

(3) 銘柄指定の廃止

物品等の発注に当たっては、やむを得ない場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないように努めるものとする。

(4) 中小企業官公需特定品目に対する受注機会の確保

中小企業官公需特定品目(織物、外衣・下着類、その他繊維製品、家具、機械すきと紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品)については、努めて中小企業者の受注機会を確保するものとする。

(5) 分離・分割発注の推進

物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、数量面、工程面等可能なものについて、できる限り分離・分割発注に努めるものとする。

なお、公共工事の効率的執行を図りコスト縮減に資するためには、中小建設業者等の受注機会の確保に配慮しつつ適切な発注ロットの設定を進めることが要請されているところであり、公共工事の発注に当たっては、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(6) 一般競争入札(条件付)等における受注機会の増大

- (ア) 中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、一般競争入札(条件付)等の入札参加条件の設定において、中小企業者(共同企業体等を含む。)の受注機会の増大に特段の配慮を払うものとする。
- (イ) 公共工事等の一般競争入札(条件付)等を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するなどして受注機会の増大を図るものとする。
- (ウ) 特に、少額の契約案件にあっては、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- (エ) 価格と品質が総合的に優れた調達为推进により、中小企業者の受注機会の増大を図るため、工事等の発注に当たっては、適切な評価方法による総合評価方式を導入・拡大することに努めるものとする。
- (オ) 電子入札の実施に当たっては、パソコン操作に不慣れな業者に対しパソコンを試用する場を提供する等、電子入札への参加を促進するよう努めるものとする。

(7) 官公需適格組合等の活用

事業協同組合等の受注の促進を図るため、物品等の発注に当たっては、官公需適格組合等共同受注体制の整備された組合の活用に努めるものとする。

また、官公需適格組合の公共工事等の発注に係る競争入札参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の活用に努めるものとする。

なお、中小建設業者への発注については、中小工事の早期発注、共同請負制度の活用により、受注機会を増大するよう努めるものとする。

(8) 地域産業資源を活用した物品等の発注

大阪産品や地域産業資源を活用した物品、新商品の生産により新事業分野開拓事業者の認定を受けた者が新商品として生産する物品及び中小企業者と農林漁業者との連携による経営資源を活用した物品等の発注に配慮することにより、府内中小企業者への受注機会の増大を図るものとする。

(9) 創業者の受注機会の増大

創業者の育成に資するため、創業間もない中小企業者の受注機会の増大に配慮するものとする。

(10) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

物品等の発注に当たっては、可能な限り計画的な発注を行うとともに、法定労働時間の短縮、中小企業者の週休2日制の動き、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(11) 適正価格による発注

物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

(12) 流動資産担保融資保証制度等の利用促進

中小企業者が円滑な資金調達を通じて受注機会の確保を図ることができるよう、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、流動資産担保融資保証制度や下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努めるものとする。

(13) 契約担当者への周知徹底

本施策が円滑に実施されるよう、大阪府各部局の契約担当者へ周知徹底を図るものとする。

* なお、本方針については毎年度、国が策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」及び社会情勢等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。